

Asia Legal Update

2025 年
第 1 四半期 (1-3 月)

日本	2
インド	3
アラブ首長国連邦	4
サウジアラビア	5
バングラデシュ	6
スリランカ	7
パキスタン	8
トルコ	9
インドネシア	10
マレーシア	11
フィリピン	12
シンガポール	13
タイ	14
ベトナム	15
ミャンマー	16
台湾	17
香港	18
中国	19
韓国	20

1. 対内直接投資審査制度を見直す政令が5月より施行へ

2025年4月4日、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」）の対内直接投資審査制度を見直す「対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令」（以下「本政令」）が公布されました。本政令は、2025年5月19日から施行されています。外国投資家が対内直接投資を行う場合には、留意が必要といえます。

（1）対内直接投資審査制度の概要

外為法は、健全な投資を一層促進しつつ、国の安全等に係る技術等が流出することを防止するため、外国投資家が国の安全等の観点から指定される一定の業種を営む企業に対して対内直接投資を行う場合、外国投資家に対して財務大臣及び事業所管大臣宛てに事前届出をすることを義務付けて審査の対象とする対内直接投資審査制度を設けています。

ただし、健全な経済活動を促進する観点から、外国投資家が経営に関与しない等の一定の基準を遵守する場合には、一定の投資について、事前届出の免除が認められています（以下「事前届出免除制度」）。

（2）見直しの背景及び改正のポイント

近時、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等を背景に安全保障の裾野が経済領域に拡大し、対内直接投資についても、外国投資家が投資を介して本邦企業から技術・情報を流出させるおそれや、国の安全等に係る産業やサービス等の毀損のおそれなど、経済安全保障上の懸念が高まっていることから、対内直接投資審査制度を補強する必要性が指摘されていました。そこで、本政令により、国の安全等を損なうリスクが高いと認められる投資について、事前届出免除制度の適用関係を見直すこととされました。

本政令及び関連省令・告示の改正の主なポイントは以下のとおりです。

- リスクの高い者を類型化
- 「特定外国投資家」に該当する者については、全ての指定業種に対する投資につき事前届出を義務化（事前届出免除制度の利用不可）
- 「特定外国投資家に準ずる者」に該当する者については、
 - 「特定コア事業者」に対する投資に限定して事前届出を義務化（事前届出免除制度の利用不可）
 - 「特定コア事業者」以外のコア業種に係る投資につき、従来の免除基準に更なる上乗せ基準（告示）が追加

本改正による改正後の政令（以下「新令」）3条2項第1項4号ないし6号によれば、以下のいずれかに該当する場合には、上記の「特定外国投資家」に該当し、全ての指定業種に対する投資につき事前届出の義務を負います。

- 対内直接投資によって取得した国の安全等を損なう事態を生じるおそれが大きい情報につき、外国政府等との契約又は外国の法令等に基づき、当該外国政府等に協力する義務（情報収集義務）を負う個人又は法人その他の団体（以下「情報収集義務者」）
- 情報収集義務者の被支配法人等

改正後の対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令（以下「新命令」）3条の2第4項各号によれば、形式的には特定外国投資家の要件を満たさない投資家であっても、以下のいずれかに該当する場合には、上記の「特定外国投資家に準ずる者」に該当し、「特定コア事業者」に対する投資につき事前届出の義務を負います。

- 情報収集義務者が実質的な意思決定を行っているもの
- 設立準拠国以外の国・地域において実質的な意思決定を行うことにより、情報収集義務を課す外国の法令等の影響を受けるもの又はその子会社等
- 情報収集義務者又はその被支配法人その他の団体との契約に基づき、外国政府等による情報収集活動に協力するために情報を開示する義務を負うもの又はそれらのものとの契約により同旨の義務を負うもの

新命令3条の2第5項によれば、外為法上のコア業種に属する事業を営む事業者のうち、経済安全保障推進法における特定社会基盤事業者に該当するものは、上記の「特定コア事業者」に該当します。投資先が「特定コア事業者」に該当するか否かは、財務省のウェブサイトの「本邦上場会社の外為法における対内直接投資等事前届出該当性リスト」から確認可能です。

1. 未公表価格機微情報の範囲を拡大するインサイダー取引規則の改正

インド証券取引委員会（以下「SEBI」）は、2025年3月11日、これまで、上場企業が2015年SEBI(インサイダー取引禁止)規則に明示的に例示列挙された事項に関する情報のみを未公表価格機微情報（「UPSI」）として分類し、法の本来の趣旨に従っていなかったことを背景に、同規則を改正する、2025年インド証券取引委員会(インサイダー取引禁止)(改正)規則を公布しました。2025年6月10日に施行されるこの改正（「本改正」）により、UPSIの範囲に、2015年SEBI(上場義務および開示要件)規則において重要事項として上場企業に開示が義務付けられている以下の事項等に関する情報が含まれることとなります。

- 環境、社会、ガバナンス(ESG)格付け以外の格付けの変更
- 会社が実施を提案した資金調達
- 会社の管理又は支配に影響を与える契約
- インド国内外で発生した、会社、そのプロモーター、取締役、主要経営責任者(key Managerial Personnel)、若しくは子会社による詐欺若しくは不履行、又は、会社の主要経営責任者、プロモーター、若しくは取締役の逮捕
- 財務情報の虚偽表示又は資金の横領、流用若しくは目的外使用を検出するための、会社又はその他の事業体による、フォレンジック監査の開始及び最終的なフォレンジック監査報告書の受領

2. 非公開会社の有価証券電子化期限の延長

インド企業省は、2025年2月12日、2014年会社(目論見書及び有価証券割当)規則を改正し、2023年3月31日時点で小規模会社に該当しない非公開会社(producer company 除く)の株券等の有価証券の電子化期限を、2024年9月30日から2025年6月30日に延長しました。これにより、対象となる非公開会社は、2025年6月30日まで、引き続き物理的な形式で株式等を発行及び譲渡することができます。ただし、預託機関からの国際証券識別番号（「ISIN」）の取得には、依然として実務上時間を要するため、対応未了の企業は、期限内に確実に電子化義務を遵守するという観点からは、本延長に関わらず早期にISINを申請することが推奨されます。

3. 産業施設の設立承認等に関する新たな環境規制ガイドライン

インド環境森林気候変動省は、2025年1月29日及び30日に、州公害防止委員会（「SPCB」）による産業施設の設立承認（「CTE」）及び操業承認（「CTO」）の付与、更新、取消手続の効率化のため、2025年大気汚染防止(承認の付与・拒否・取消)ガイドライン及び2025年水質汚濁防止(承認の付与・拒否・取消)ガイドラインを発行しました。主な内容は次のとおりです。

- **承認付与の合理化:** 2016年有害廃棄物及びその他の廃棄物(管理・越境移動)規則に基づく承認を、1981年大気保護(汚染防止及び管理)法又は1974年水質保護(汚染防止及び管理)法に基づく承認とともに、纏めて取得することが可能となりました。
- **承認期限及びプロセス:** SPCBは、CTE及びCTOの付与又は更新申請を、各産業カテゴリー別に指定された期限内に処理することが義務付けられました。また、CTE及びCTOの申請、更新、検証、検査手続を効率化するために、一元化されたオンラインポータルへの導入も提案されています。
- **有効期間:** CTEは5年間有効で、申請により2年間の延長が可能です。CTOの有効期間は、産業カテゴリーごとに異なり、赤(5年)、オレンジ(10年)、緑(15年)、青(17年)です。

1. 競争法上の企業結合に関する届出の閾値の導入

アラブ首長国連邦（「UAE」）では2023年に競争法が全面改正されており、新競争法（Federal Decree-Law No. 36/2023）が施行されていたものの、競争法上の企業結合に関して届出が必要になる経済的集中（以下に定義）の定義が明らかになっていませんでした。これに関連して、2025年1月20日に、新競争法（Federal Decree-Law No. 36/2023）に関する内閣決定（Cabinet Decision 3 of 2025）（「内閣決定」）が公布されました。内閣決定は、経済的集中（不動産、株式、債務等における所有権又は使用収益権の全部又は一部の移転（合併又は買収）を伴う活動で、他の事業者に直接的又は間接的な支配権を付与するもの）が、以下のいずれかの条件を満たす場合、関連する経済的集中が完了する90日前までにUAE経済省に申請書を提出しなければならないとしています。

- (i) UAEにおける関連市場における事業体の年間総売上高が、前事業年度においてAED 300百万を超える場合、又は、
- (ii) UAEにおける関連市場における事業体の市場シェアが、前事業年度において当該関連市場全体の取引額の40%を超える場合

なお、「関連市場」とは、以下の2つの要素に基づいて定義される市場とされています。

- (a) 関連製品：価格、特性、用途の観点から、特定の消費者ニーズを満たすために相互に代替可能な商品又はサービス
- (b) 関連地域：商品又はサービスの供給と需要が集中し、競争条件が類似又は同質である物理的又はデジタルな地域

上記の規定に違反した場合、違反した事業者が前事業年度中にUAEにおいて当該違反の対象となる商品又はサービスの販売により得た年間総売上高の2%以上10%以下の罰金が課される場合があります。また、違反した事業者が前事業年度中にUAEにおいて当該違反の対象となる商品又はサービスの年間総売上高又は年間総収入を確定できない場合、罰金はAED 500,000以上AED 5,000,000以下となっています。当該内閣決定は2025年3月31日から施行されています。

2. フリーゾーンの事業者によるメインランドでの事業活動についての新制度

ドバイ首長国政府は、フリーゾーンの事業者によるその設立地であるフリーゾーン以外での事業活動についての決定（Dubai Executive Council Decision 11 of 2025）（「EC決定」）を公布しました。EC決定は、設立地であるフリーゾーン以外のフリーゾーン及びドバイ首長国のメインランド（フリーゾーンを除く地域全て）において事業活動を行う予定の全てのフリーゾーンの事業者（但し、ドバイ国際金融センター（DIFC）で設立された事業者を除く）に適用されます。なお、EC決定の発効前は、フリーゾーンの事業者は、それぞれが所在するフリーゾーン内でのみ事業活動を行うことが認められていました。

フリーゾーンの事業者は、管轄当局であるドバイ経済観光局から以下のいずれかのライセンス又は許可を取得し、所定の手数料を支払うことにより、ドバイのメインランドでの事業活動を行うことができます。

- (i) ドバイメインランド内に支店を設立するためのライセンス
- (ii) フリーゾーン外で事業活動を行う支店の設立のためのライセンス
- (iii) ドバイメインランド内で特定の事業活動を行うための許可

上記ライセンス及び許可の発行は、EC決定に定められた要件を満たすことを条件とします。これらの要件には、申請するライセンス及び許可の性質に応じて、関連するフリーゾーンライセンス発行機関の承認、フリーゾーンの事業者の定款並びに業務執行者（マネージャー）のパスポート及び本人確認書類の写しの提出、フリーゾーン外で実施する活動に関する監督官庁の承認、その他の関連要件が含まれます。ライセンス及び許可の有効期間は1年間で、同期間で更新可能です。設立地であるフリーゾーン以外のフリーゾーン及びメインランドで事業を行うことを許可されたフリーゾーンの事業者は、(a) 該当する活動に関する首長国及び連邦の法令で定められた規制に準拠すること、及び(b) 設立地であるフリーゾーンの外での活動に関する財務記録を、フリーゾーン内での活動に関する財務記録と別に管理することが求められます。

EC決定に基づき、EC決定の効力発生日から6ヶ月以内（2025年9月3日までに）、ドバイ経済観光局は、上記(i)、(ii)、(iii)に掲げる各ライセンス及び許可の下でフリーゾーンの事業者がメインランドにおいて従事することができる事業活動のリストを発行します。

1. 経済的集中レビューガイドライン第5版の公表

2025年4月8日、サウジアラビアの競争法当局(General Authority for Competition)(「GAC」)は、企業結合規制に関する重要な更新を含む「経済的集中レビューガイドライン」(Economic Concentration Review Guidelines)の第5版(「ガイドライン」)を公表しました。主な更新内容は以下のとおりです。

(i) **合併申請基準**: 更新されたガイドラインでは、買収、合併及びジョイントベンチャー(「JV」)に対する明確な収益基準が設定されています。経済的集中をもたらす、支配権の変更を生じさせる取引は、以下の収益基準をすべて満たす場合に、GAC に対する届出が必要です。

- (a) 当事者の全世界の年間売上高合計が SAR2 億(USD 約 5,330 万)を超える場合
- (b) (買収の場合)対象会社又は(合併又は JV の場合)各当事者(最低二当事者)の全世界の売上高が SAR4,000 万(USD 約 1,060 万)を超える場合
- (c) サウジアラビア国内における当事者の売上が、合計で SAR4,000 万以上となる場合

(ii) **支配権の変更**: 支配権の定義が明確化され、支配権は、ポジティブな支配権(意思決定能力)とネガティブな支配権(拒否権などの意思決定妨害能力)の双方が含まれることが示されました。支配権の変更は、当事者が新たにポジティブ又はネガティブな支配権を取得する場合、又はネガティブな支配権を持つ当事者がポジティブな支配権を取得する場合に認められます。

(iii) **除外対象**: 以下を含む特定の取引が届出対象から除外されることが明確化されました。

- (a) 現在サウジアラビア国内で生産されていない製品の製造に関する JV
- (b) 対象会社の支配権取得を目的としない投資ファンドによる買収

(iv) **承認の有効期間**: GAC からの承認又は条件付き承認は、1 年間有効とされますが、延長も可能です。

2. UBO 規則の導入

近時、サウジアラビアの商務省(Ministry of Commerce)は、実質的支配者(Ultimate Beneficiary Ownership)(「UBO」)規則(「UBO 規則」)を導入し、同規則は 2025 年 4 月 3 日から施行されています。UBO 規則は、金融犯罪を防止し、マネーロンダリング対策を改善するための金融活動作業部会(FATF)による勧告に対するサウジアラビアによる遵守に資するものです。

これまで、サウジアラビアにおいて民間企業が UBO を開示する義務はなく、特に複雑な株主構造の企業において、企業の UBO の追跡が困難でした。導入された UBO 規則に基づき、企業は、設立時に商務省に UBO 情報を登録し、毎年更新し、変更があった場合には、15 日以内に当局に通知する必要があります。既存の企業は、商業登録簿への登録日の次の応当日までに商務省に UBO 情報を開示しなければなりません。

UBO 規則において、UBO は、以下の条件を満たす自然人と定義されています。

- (a) 企業の資本の少なくとも 25%を直接又は間接的に保有している。
- (b) 企業の議決権の少なくとも 25%を直接又は間接的に支配している。
- (c) 直接又は間接的に、企業の取締役、取締役会の過半数、又はその議長を任命する権限を有しているか、又はそれらを解任する権限を有している。
- (d) 企業の運営や意思決定に対して、直接又は間接的に影響を与える能力を有している。
- (e) 上記(a)から(d)のいずれかの基準を満たす企業の代表者である。

上記の基準がいずれも満たされない場合、企業の取締役、取締役会の構成員、又は議長は、UBO とみなされます。

UBO 規則に従わない企業には、最大 SAR50 万(USD 約 13 万 3,000)の罰金が科される可能性があります。

バングラデシュ 執筆者¹: 鈴木多恵子、バーシャ・バッタチャリヤ

1. 最高裁判所判事任命手続の改正

2025年1月21日、バングラデシュ暫定政府は、2025年最高裁判所判事任命令(Supreme Court Judges Appointment Ordinance, 2025)を公布し、最高裁判所判事の任命に関して独立した評議会を設置しました。

この評議会は、最高裁判所長官、上訴部判事2名、高裁部判事2名、法務長官、ならびに学識者または実務家1名の、計7名で構成されます。

評議会は、最高裁判所判事の候補者を選出・審査し、推薦者を最高裁判所長官を通じて大統領に提出します。大統領は推薦された候補者について再審査を求められますが、評議会が再審査の結果として当該推薦を維持した場合、大統領はその候補者を任命しなければなりません。司法の独立と透明性を強化する取組みとして注目されます。

2. 親会社に対する役務支払の対外送金規制の緩和

2025年2月19日、バングラデシュ中央銀行は通達を発出し、外国法人のバングラデシュ子会社が親会社に支払う役務対価について、承認取引銀行(AD Bank)が対外送金を取り扱うことを認めました。

以下の条件をすべて満たす場合、対外送金に際してバングラデシュ中央銀行の事前承認は不要となります。

- (a) 当該役務提供がバングラデシュ国内では得られないこと
- (b) 親会社が子会社株式の50%超を保有していること
- (c) 送金額が当該会計年度における子会社の純利益の10%を超えないこと

承認取引銀行は、関連する契約書および請求書に加え、当該役務提供の対価が独立企業間価格であり、移転価格税制を含む租税規定に適合していることを確認することが義務付けられました。

¹ 本稿作成に際しては、バングラデシュの法律事務所 Legal Circle 所属の Nauriin Ahmed 弁護士に協力を得ました。

1. データ保護法の施行延期及び改正法案の公表

スリランカでは、2022年3月に個人データ保護法（2022年第9号）（「PDPA」）が制定され、2025年3月18日が当初の施行日とされていました。しかし、公共部門を含む多くの関係者が、PDPAの要件を完全に遵守するためには、人的資源及び技術的インフラの強化にさらなる時間が必要であると訴えていました。政府はこうした状況を考慮し、適用対象者によるPDPAの遵守およびデータ保護監督当局（「DPA」）による十分な業務遂行に必要な時間を確保するため、施行日を少なくとも6か月延長することを決定しました。その結果、前述の施行日は2025年3月14日付の臨時官報第2427/34号によって正式に撤回されました。

また、2025年3月27日、政府はPDPAを改正する法案（「法案」）を公表しました。この法案には、DPAが提案した規則案、規制案、ガイドライン案に関する官民双方の懸念や意見が反映されています。

法案に含まれる主な改正内容は以下のとおりです。

- データ主体の権利行使の要請に対する回答期限が、「要請があった日から21営業日以内」から「要請を受領した日から1か月以内」に変更されます。また、管理者が期間延長を必要とする場合、初回の1か月の期限が到来する前にデータ主体に通知することを条件として、追加で2か月の延長が認められます。
- データ保護影響評価に関し、管理者からDPAへの提出義務が緩和され、管理者がDPAから書面による要求を受け取った場合に限り提出が必要となります。
- 越境データ移転について、DPAは、特定の種類の個人データが移転可能である第三国を指定する充分性認定を発行しないこととなります。そのため、管理者及び処理者が第三国に個人データを移転する場合、PDPAの対象規定の遵守に加え、DPAが発行する指令に基づき、特定の保護措置を講じる必要があります。但し、データ主体の明示的な同意などの適用除外事由を満たす場合には、当該要件の適用は除外されます。
- データ保護責任者は、管理者又は処理者の従業員である必要はなく、外部の第三者が担当することも可能となります。

法案に基づく各条項の新たな施行日は、現時点では明示されておらず、法案が議会で成立した後、官報にて公布される命令によって定められる見込みです。

² 本稿作成に際しては、スリランカの法律事務所 D.L. & F. De Saram 所属の Hansi Abayaratne 弁護士に協力を得ました。

1. 電子犯罪法の改正

2025 年電子犯罪防止（改正）法（「**電子犯罪法**」）が 2025 年 1 月 29 日に施行され、サイバー犯罪規制改革が導入されました。改正には、デジタルプラットフォームの監視強化、オンラインコンテンツ規制の強化、虚偽の情報の拡散に対するより厳格な罰則の適用が含まれています。

電子犯罪法に基づき、ソーシャルメディア保護規制局（「**規制局**」）が設立される予定です。規制局はソーシャルメディアプラットフォームの監督、国内法の遵守の確保、違法又は有害なコンテンツの削除を担い、違反プラットフォームのブロック、罰則の執行、オンラインの安全性を促進するためのガイドラインの発行等の権限を有し、また、暴力の扇動、テロの助長、個人、司法機関、軍隊、議会等の機関の名誉を傷つけるコンテンツ等の違法コンテンツに対処するとされています。

加えて、政府は、オンラインコンテンツに関する苦情処理や事件の裁定を行うソーシャルメディア保護裁判所（「**保護裁判所**」）を設置する予定です。保護裁判所は、高等裁判所判事の資格を有する委員長及びジャーナリストやソフトウェアエンジニアを含む多様な専門家により、裁判体が構成されます。

さらに、連邦捜査局のサイバー犯罪部門に代わる国家サイバー犯罪捜査局（「**捜査局**」）が設置され、サイバー犯罪の捜査、フォレンジック分析の実施、規制の執行等を担当する予定です。規制局及び捜査局は、コンプライアンスの確保、デジタル権利に関する意識向上、倫理基準及び国家安全保障基準の枠組みにおける AI などの新技術の規制を担います。

2. デジタル国家パキスタン法の施行

2025 年 1 月 29 日にパキスタンデジタル国家法（「**デジタル国家法**」）が施行されました。同法は、デジタルトランスフォーメーションの最適化、サービス提供の改善、及び保健、教育、農業、金融、産業、商業、ガバナンスといった主要分野における経済成長の促進を目的としています。

デジタル国家法に基づき、国家デジタルマスタープランを実施し、デジタルガバナンス、経済、社会発展を監督する目的で、パキスタンデジタル庁（「**デジタル庁**」）が設立されます。デジタル庁は、安全かつ包括的な公共デジタルインフラの整備のため、デジタルプロジェクトの監視、規制の策定、ガバナンス基準の遵守の確保等を担うものとされます。

また、デジタル国家法に基づき、様々な分野におけるデジタルイニシアチブの戦略的ビジョンと整合性の確保のため、首相を議長とする国家デジタル委員会が、加えて、革新的なプロジェクトの支援及び公共のアクセシビリティを向上させるデジタルサービスの開発の促進のため、デジタル国家基金も創立される予定です。

³ 本稿作成に際しては、パキスタンの法律事務所 Kabraji & Talibuddin 所属の Syed Ali Bin Maaz 弁護士に協力を得ました。

1. サイバーセキュリティ法の施行

サイバーセキュリティ法第 7545 号が、2025 年 3 月 19 日に施行されました。同法の主なポイントは以下のとおりです。

(i) サイバーセキュリティ当局（「当局」）の職務と権限

- 当局は、重要インフラの特定、インシデント対応チームの編成、監査、認証、サイバーセキュリティ基準の設定などを職務とし、公的機関及び民間企業の調査やデータ収集に関する広範な権限が付与されています。

(ii) IT 企業及びサイバーセキュリティ企業の義務

- 情報システムを通じてサービスを提供し、データの収集・処理等の活動を行う企業（「IT 企業」）は、以下のことを義務付けられます。
 - 当局に対して、要請されたデータの提出や、必要な支援を提供することで、当局に協力すること
 - データの脆弱性及びサイバーインシデントを当局に報告すること
 - 重要インフラについては、当局の承認を受けたサイバーセキュリティ製品を使用すること
- サイバーセキュリティ製品、システム、ソフトウェア、ハードウェア及びサービスを製造・提供する企業（「サイバーセキュリティ企業」）は以下のことを義務付けられます。
 - 特定のサイバーセキュリティ製品の運用及び輸出開始前に、当局の事前承認を得ること
 - 合併、吸収分割、株式譲渡、事業譲渡を含む、直接的又は間接的に支配の変更をもたらす取引について、当局の事前承認を得ること

(iii) 刑事罰

以下の行為に対して、以下のとおりの刑事罰が科されます。

- 要請された情報の提供を拒否すること（懲役 1～3 年）
- 必要なライセンスなしでの営業をすること（懲役 2～4 年）
- データ侵害時に、個人情報又は重要データを不正に共有すること（懲役 3～5 年）
- 虚偽のサイバーセキュリティ侵害インシデント情報を拡散すること（懲役 2～5 年）

(iv) 行政罰

- 10 万トルコリラ～1 億トルコリラ（約 2,440 ユーロ～244 万ユーロ）、又は企業の総収益の最大 5%の罰金が科され、企業には、罰金が科される前に、当局の通知から 30 日以内に弁明を提出する機会が付与されます。

(v) 移行期間

- 施行規則は 1 年以内に発効される予定で、企業は、施行規則の発効から 1 年以内に、全ての認証及び許認可の取得を完了しなければならず、これを怠った場合には、業務停止又は登録抹消の可能性があります。

2. トルコにおける役員の有給休暇の取扱いに関する重要判例

トルコでは、年次有給休暇は従業員の健康や労働安全衛生を守るための憲法上の権利とされ、労働法上も最低限の有給休暇日数が法定されています（なお、雇用者と従業員との合意により延長することも可能です。）。年次有給休暇に関する規定は、原則として全ての従業員に適用されますが、役員に関してはその取扱いに注意が必要です。トルコの労働法では、未消化の年次有給休暇について、雇用主側が、退職理由を問わず金銭的に補償する義務を負うとともに、休暇が適切に取得されたことを証明する責任を負いますが、役員等の経営層は、業務上の裁量が大きく、上司による有休取得の承認を必要としないため、正式な休暇取得手続きを省略してしまうケースが多く、その結果、休暇取得の記録が残っておらず、雇用終了時に度々問題が生じるからです。署名済みの休暇届などの証拠がなければ、当該役員等が休暇を取得していないとみなされるおそれがあります。

従来の裁判例では、未消化休暇の支払いに関する争いにおいて、署名済みの休暇届の不存在や、従業員からの陳述を聴取していない等の手続的な不備を理由に会社に対して支払いを命じる判決が見られましたが、実質的な論点には深く踏み込まれていませんでした。しかし、2024 年 6 月に下されたトルコ控訴裁判所の判決では、企業の総支配人であった役員に対し、未消化の年次有給休暇の請求権を 50%減額する判断が示されました。裁判所は、同役員が 9 年間にわたり休暇を一度も取得していないことが「社会通念に照らして通常では考えにくい」とし、また、同人には自ら休暇記録を整備する立場と権限があったことを重視した判断を下しました。本判決は、従来の形式的な判断から一歩進み、役員等の経営層の実態を踏まえた柔軟な法解釈を示した重要な判例といえます。今後、同様の労務紛争において、より実務に即したバランスの取れた判断が期待されます。

1. 鉱業法の改正

2025年2月、改正鉱物石炭鉱業法が国会において可決されました。

最新の改正の重要な注目点は、鉱物及び石炭について、輸出よりも国内での使用を優先している点です。鉱区に関しては、国内に加工施設を有する企業が優先されており、国内の鉱物加工業を発展させようというインドネシアの政策と整合するように見受けられます。

鉱業法は、これまでに、2020年の改正を含め、複数回改正されています。これまでの改正には、採掘許可の変更、ライセンス発行に関する中央政府への権限統合(地方自治体による採掘許可に関する例外あり。)等があります。2020年の改正では株式の一部をインドネシア側に譲渡する義務(ダイベストメント義務)が定められ、明確な時期は定められていないものの、外資の鉱業ライセンス(Ijin Usaha Pertambangan (IUP))保有者は、持分の51%を、段階的に、地方政府、国有企業、インドネシアの民間企業、又はその他の指定された者等に売却しなければならない旨が定められていました。なお、2020年以前の規制では、遅くとも生産開始5年目から株式の譲渡を始め、10年目までに51%の持分の売却を達成することが義務付けられていました。

2. 天然資源の輸出による外貨収益の預金義務化

2025年政令第8号(「**本政令**」)(2025年3月1日施行)により、天然資源の事業、管理及び/又は加工に由来する外貨輸出収益に関する2023年政令第36号(「**2023年政令**」)が改正されました。

両政令は、輸出額が250,000米ドル以上である、鉱業、プランテーション、林業、漁業等の一定の天然資源産物の輸出業者に、外貨輸出収益のうち一定金額を、インドネシア輸出金融機関(Indonesia Export Financing Agency)又は外国為替業を行う他のインドネシアの銀行の指定口座に預金することを義務付けるものです。

本政令による注目すべき改正の1つが、預け入れたDHE SDA (*Devisa Hasil Ekspor dari Barang Ekspor Sumber Daya Alam*、一定の天然資源輸出物から得た外貨輸出収益)の保留期間中の利用の柔軟性が高まったことです。輸出業者は、2023年政令よりも柔軟な対応が認められ、一定の条件を満たせば、営業及び財務上必要な金銭を賄うために、預け入れたDHE SDAを利用することが認められるようになりました。

本政令の他の重要な点は次のとおりです。

- **DHE SDAの最低保留割合及び最短保留期間**：石油及びガスについては、DHE SDAの30%以上を3か月以上預け入れる必要があり、石油及びガス以外の鉱業部門並びに一定のプランテーション、林業及び漁業の産物については、DHE SDAの100%を12か月以上預け入れる必要があります。
- **保留期間中のDHE SDAの利用**：保留期間中、預け入れたDHE SDAは、例えば、ルピアへの両替、納税、外貨での一定の資本財・サービスの調達、資本財調達のための外貨建てローンの返済のために利用することができます。なお、2023年政令では、これらの利用は厳しく禁止されていました。
- **財務省による検査**：DHE SDAの預金が履行されているかどうかを検査する権限が財務省にあることが、本政令により定められました。なお、2023年政令にはこのことは定められていませんでした。

1. データ保護責任者の選任とデータ漏洩通知の義務化

可決された 2024 年改正個人データ保護法（「PDPA」）に基づき、2025 年 6 月 1 日より以下の事項が施行される。

- (i) データ管理者及びデータ処理者は、データ保護責任者（Data Protection Officer/「DPO」）を任命しなければならず、DPO は、データ管理者及びデータ処理者に対して、PDPA の遵守の確保に関する説明責任を負うものとする。
- (ii) データ管理者は、個人データの侵害について、個人データ保護委員会（「委員会」）と影響を受けるデータ主体（重大な損害が発生する可能性がある場合）の両方に通知しなければならない。

2025 年 2 月 25 日、委員会は以下のガイドラインを発表した。

- (i) データ保護責任者の選任に関する個人データ保護ガイドライン（「DPO ガイドライン」）においては、以下のことが定められている。
 - (a) データ管理者及びデータ処理者は、個人データの処理に(i)20,000 人以上のデータ対象者の個人データ、(ii)10,000 人以上のデータ対象者のセンシティブ個人データ、又は(iii)個人データの定期的かつ体系的な監視を必要とする活動、が含まれる場合、1 人以上の DPO を任命する必要がある。
 - (b) DPO は、(i)マレーシアに居住していること（1 年のうち 180 日以上マレーシアに物理的に滞在していること）、又は(ii)あらゆる手段で容易に連絡が取れること、そして(iii)マレー語と英語に堪能であること、が必須である。
- (ii) データ漏洩通知に関する個人データ保護ガイドライン（「DBN ガイドライン」）に従い、データ管理者は、個人データ侵害が「重大な損害」を引き起こした場合、又は引き起こす可能性がある場合、委員会及び影響を受けるデータ主体に通知することが義務付けられている。

DPO ガイドライン及び DBN ガイドラインの詳細については、ニュースレター（[アジア & データ保護ニュースレター2025 年 4 月 4 日号](#)）も参照されたい。

2. 実質的支配者の報告枠組みについてのアップデート

2024 年会社法改正法は、マレーシアの会社における実質的支配者の報告に関する強化された枠組みを導入した。

実質的支配者とは、最終的に会社を所有又は支配する自然人を指し、会社に対して最終的な実効支配を行う人物を含む。

2025 年 1 月 10 日に施行された実質的支配者に関する登記簿及び情報へのアクセス規則（「BO Regulations 2025」）は、関係者のアクセス権を以下のように明確にしている。

- (i) 会社が保管する実質的支配者の登記簿は、以下の者に限って閲覧可能である。
 - (a) 自身の情報を閲覧することに限り、実質的支配者本人
 - (b) 実質的支配者の情報を閲覧することに限り、実質的支配者の書面による許可を受けた者
 - (c) 2001 年反マネーロンダリング・テロ資金供与・不法収益法（「AMLATFA」）の監督当局であるマレーシア中央銀行（「BNM」）
 - (d) マレーシアのあらゆる法執行機関
- (ii) マレーシア会社委員会（「CCM」）に提出された実質的支配者情報は、以下の者に限って閲覧可能である。
 - (a) 上記(i)の全ての関係者
 - (b) AMLATFA の第 1 附表に記載された活動を行う報告機関
 - (c) 政府調達目的に限り、連邦政府、州政府、地方自治体

さらに、CCM は会社の実質的支配者の報告枠組みに関するガイドライン及び同ガイドラインのケーススタディと説明を発行し、以下の点を明確化した。

- (i) 報告対象会社の 20%以上の株式を持つ法人株主において実質的支配者の特定が完了していない場合、当該法人株主の上級管理職（報告対象会社の管理職ではない）の名前を暫定的に実質的支配者として報告できる。
- (ii) 上級管理職には最高経営責任者、マネージングディレクター、最高執行責任者などが含まれる。
- (iii) 上級管理職が実質的支配者として報告された場合でも、会社は継続的に実質的支配者の特定に努めなければならない。

1. 新政府調達法実施規則の承認

2024年7月20日、フィリピン政府による物品、インフラ及びコンサルティングサービスの調達を管理するため、共和国法第12009号（新政府調達法）（「**NGPA**」）が制定された。NGPAは2024年8月13日に発効したが、政府調達政策委員会（「**GPPB**」）がNGPAの実施規則を公布するまでは、従前の政府調達改革法（「**GPRA**」）の実施規則が有効であった。2025年2月4日、GPPBは、GPPB決議第02-2025号（「**IRR**」）を通してNGPAの実施規則を承認した。IRRは2025年2月10日に公表され、15日後の2025年2月25日に発効した。

IRRには、NGPAに基づき導入された政府の調達手続についての詳細が規定されている。その概要は以下の通りである。

- (i) 透明性の向上：GPRAでも調達プロセスの透明性は既に義務付けられていたが、NGPAは調達段階全てにおいて完全な開示を要求し、公的な監視を義務付けることで透明性を強化している。IRRは、関連する調達情報及びデータの公表により、透明性の促進及び調達プロセスの公的な監視の促進を可能にするオープンデータプラットフォームの開発を義務付けている⁴。これにより、公共調達の際、入札書に対してより厳密な審査が行われることが予想される。
- (ii) 現代的な調達プロセス：NGPA及びIRRは、電子調達システム、ブロックチェーン及び人工知能を含む新たな技術を調達プロセスに組み込んでいるため、入札者にとってより効率的で、透明性があり、責任ある調達システムの導入が予想される。
- (iii) 新たな調達方法：NGPA及びIRRは、競争入札、相対取引、スイスチャレンジを伴う入札、及び、科学・技術・イノベーションのための直接取引等の新たな方法を導入した。

IRRは既に発効しているが、GPPBは、防衛協力協定の交渉による調達及び防衛関連在庫品目等、NGPAのいくつかの規定についてのガイドライン並びに入札活動のライブストリーミングについてのガイドラインを別途発行しなければならない。これらの透明性のある手続の導入に伴い、政府との調達契約に関し民間セクターからのより多くの参加が期待される。

2. 電子公証規則の承認

フィリピン最高裁判所は、2025年2月4日、A.M.第24-10-14-SC号に基づく電子公証プロバイダーの認定に関する電子公証規則及びガイドラインを承認し、これらは2025年3月24日に発効した（「**電子公証規則**」）。

旧公証規則では、公証人は、各自の管轄地域内でのみ書類を公証することができ、手書き署名の場合は、署名者がその場になければならなかった。新たな電子公証規則では、電子公証人（「**ENP**」）は、電子文書をフィリピン全国において公証ことができ、さらに署名者が外国のフィリピン大使館、フィリピン領事事務所又はフィリピン名誉領事館の事務所の構内にいることを条件として、署名者がフィリピン国外に所在していても公証が可能とされている。さらに、新たな電子公証規則では、書類を公証する方法として、3つの方法（対面での電子公証、遠隔電子公証、又はこれら2つの方法の組み合わせ）が認められている。

電子文書を公証するためには、公証人は最高裁判所が指定する担当官（すなわち、電子公証人管理者）からENPとして任命されなければならない。最高裁判所が認定する電子公証設備（「**ENF**」）プロバイダーによるENFのみを使用することができる。本稿の執筆時点では、最高裁判所はENFプロバイダーをまだ認定しておらず、今後、認定手続が開始されることが見込まれる。

⁴ <https://open.philgeps.gov.ph/>

1. 2025年職場公正法（Workplace Fairness Act 2025）の施行

2025年1月8日に「2025年職場公正法（「職場公正法」）」が可決されました。同法は、従業員25名以上の雇用主に適用され、以下の4つの主要目的を掲げています。

1. 年齢、国籍、性別、婚姻状況、妊娠、介護責任、人種、宗教、言語能力、障がい、精神的健康状態等の特性（「**保護されるべき特性**」）に基づく雇用主による不当な取り扱いから個人を保護すること
2. 採用及び職場における意思決定が能力と実績に基づいて行われることを確保すること
3. シンガポール国民及び永住者が公正に雇用機会を与えられ、外国人労働者は補完的役割を担うこと
4. 尊重ある職場文化とすべての人への公平な機会を促進すること

職場公正法の施行時期は2026年又は2027年に予定されており、シンガポール政府より官報で正式に告示される見込みです。また、2025年中には第二の職場公正関連法が発表される予定であり、公正な職場環境に関する請求についての権利及び申し立て手続きの詳細が定められることとなっています。

職場公正法では、採用、昇進、解雇、研修等における差別を明確に禁止しています。たとえば、求人広告において明示的又は暗示的に保護されるべき特性を応募条件とし、優遇し、若しくは不利に扱う要素、又は不適格要因として記載することは差別とみなされます。但し、以下の場合などには、例外として異なる取り扱いが許容されることがあります：

- 特定の保護されるべき特性を持ち、又は持たずに当該業務を行うことが、業務の性質上、不合理とされる場合（聴覚に障害がある者を音響技術職に採用しないこと等）
- 特定の保護されるべき特性の有無が、本人又は他者の健康・安全を守るために必要な場合（妊娠後期の女性を高所の窓清掃作業に従事させることは安全上問題がある等）
- 他者のプライバシー保護のため、特定の保護されるべき特性が必要な場合（女性向けスパでマッサージ師に女性のみを採用する等）

また、雇用主は、外国人の就労パス（Employment Pass 又は S Pass）申請を行おうとする場合、申請前に、当該申請対象の業務について政府運営の「MyCareersFuture」ポータル（<https://www.mycareersfuture.gov.sg/>）に求人を掲載し、すべてのシンガポール国民及び永住者の候補者にも公正に選考される機会を与える必要があります。

さらに、雇用主は苦情処理手続きを整備し、すべての従業員に対して文書で周知することが義務づけられます。苦情処理手続きには以下の要素が含まれる必要があります。なお、苦情の申し立てや法的手続き、職場公正法に基づく行動に対して、雇用主が報復措置を取ることは厳しく禁止されています。

1. 苦情ごとの調査の実施
2. 苦情の詳細な検討
3. 苦情申立者への調査結果の通知
4. 関連する調査・検討に関する文書記録の保存
5. 申立者の身元の秘匿及び情報の機密保持（情報の開示が必要な場合を除く）

2. 中央積立基金法の主な改正

1953年制定の中央積立基金法（「CPF法」）は、「2024年中央積立基金改正法（No. 33 of 2024）」及び「2024年中央積立基金法 第一次附則改正通知」により改正されました。主な改正点は以下のとおりです。

- 2025年1月1日より、55～65歳の従業員に対するCPF 拠出率が引き上げられます。
 - 55歳超～60歳の従業員：雇用主負担15.5%、従業員負担17%
 - 60歳超～65歳の従業員：雇用主負担12%、従業員負担11.5%
- 2025年1月19日より、55歳以上のCPF会員の特別口座（Special Account）が閉鎖され、保有残高は老後用のリタイアメント口座（Retirement Account）に移管されます（但し、移管される金額は、55歳時点でのフル・リタイアメント・サム（Full Retirement Sum）までが上限です）。

これらの改正は、老後資金としてのCPFの長期的な活用を促進し、高利率の運用を可能とすることを目的としています。

タイ 執筆者: ジラポン・スリワット、アピンヤー・サーンティカセーム

1. 長期居住者ビザ(LTR ビザ)の資格要件の緩和

2025年2月4日、タイ投資委員会(「BOI」)は、「ポテンシャルの高い外国人」をタイに誘致することによる経済及び投資の活性化のための措置に基づく長期居住者(「LTR」)ビザの資格、基準及び条件に関する告示第3/2568号(「本告示」)を発出しました。本告示は発出日現在で提出されている申請にも有効です。

本告示により、LTR ビザに関する基準が改訂され、その効果は、原則として次のとおりです。

- (i) 「世界の富裕層」に該当する者は、申請前の直近2年間について、年間80,000米ドル以上の平均個人所得を示す証拠を提示する必要がなくなりました。
- (ii) 「タイを拠点とするリモートワーク専門家」に該当する者は、過去10年間で関連分野で5年以上の実務経験の証拠を提示する必要がなくなりました。さらに、海外雇用主の企業所得要件は、過去3年間につき1億5,000万米ドルから5,000万米ドルに引き下げられました。
- (iii) 「高度技能を持つ専門家」に該当する者は、過去10年間で対象業種において少なくとも5年間の実務経験があることを示す証拠を提出する必要がなくなりました。「高度技能を持つ専門家」を雇用できる対象業種についても、運輸業、物流業、及び国際ビジネスセンター(IBC)などを含むように拡大しています。
- (iv) 「扶養者(家族)」に該当する者の資格について、親及び全ての法定扶養者に拡大されました。

2. タイ入国管理アップデート: 婚姻平等法を反映した新ビザ規定

2025年2月19日、タイにおける外国人の一時在留許可に関する入国管理局令第12/2568号(「本命令」)が官報に公示されました。本命令は、2025年1月23日に発効した最近の婚姻平等法案の承認に合わせて、従前の入国管理ガイドラインを修正するものです。

主な改正は具体的には外国人の在留資格認定の基準を記載した「入国管理ガイドライン」の付表についてなされました。特に、配偶者ビザを「男女」の夫婦のみに限定している条件は削除されました。当該変更は、婚姻平等法に基づき、同性配偶者に対応することを明確するものです。例えば、家族関係(タイ人の父母、配偶者、子、養子、及び継子を含みます。)に基づきタイに入国する外国人の一時的な居住に関する2.18条は、同性配偶者にも異性配偶者と平等に家族関係を認めており、タイの移民政策における平等性と包括性への移行が進んでいることを反映しています。

3. DBDの登記手続の完全デジタル化(2025年7月1日発効)

2025年3月13日、商務省の事業開発局(「DBD」)は、2025年7月1日付で紙媒体での登記申請を恒久的に中止することを発表しました。全ての登記手続は以後、DBD Biz Regist デジタルプラットフォームを通じて電子的に行われなければなりません。この移行を円滑にするため、DBD は、必要書類及び電子登録用紙(e-Forms)の記入に関するガイダンスを行う相談窓口を提供します。DBD Biz Regist システムのユーザーは、登記代理人(一般に利用可能)として、又は署名証明者⁵(タイ弁護士会メンバーを含む有資格個人に限り)として登録することができます。

DBD Biz Regist に提出する電子文書に署名する場合、電子署名はDBD Biz Regist システムにおいて可能で、登記官の面前で物理的に署名する必要はありません。権限を付与された署名者が電子署名を利用できなかった場合、署名証明者は、認証された同意書(a certified consent form)⁶に物理的に署名し、スキャン後に電子的に提出することができます⁷。

⁵ 署名証明者は、DBD Biz Regist システムを通じて提出された登記書類を証明する資格を有する個人であり、登記代理人は書類の提出のみを行うことができるが、証明する権限はありません。

⁶ 認証された同意書(a certified consent form)とは、権限を付与された署名者が電子署名を利用できず、直筆で署名する場合の書面をいいます。

⁷ 物理的に署名された登記書類は、権限を付与された会社の代表者を通じてタイ全国の中央会社・パートナーシップ登記局若しくは地方商務事務所に物理的に提出することもできる手続が調整中ですが、ガイドラインについてはまだ公表されていません。

1. 合意により取得した土地又は既存の土地を使用して商業用住宅プロジェクトを実施するための試案に関する決議第 171/2024/QH15 号及び同決議に関する詳細を定める政令第 75/2025/ND-CP 号(総称して「本決議」)

本決議は、近時国会で可決され、2025年4月1日から2030年4月1日までの間有効です。本決議は、現行の土地法に対する例外を規定するものです。現行の土地法では、合意により取得した土地を用いて商業用住宅プロジェクトを実施する場合、合意により**居住用**の土地を取得する場合にのみ認められることを定めていますが、実際には、ほとんどの不動産プロジェクトは、純粹に居住用のみに用途区分されているわけではない土地上で実施されています。本決議で定める試案は、この強制的な用途地域制限を撤廃し、実務に合わせ、柔軟な取扱いを導入するものです。

本決議に基づき、不動産開発事業者は、(i)本決議に定められた条件及び基準が満たされていること、(ii)提案された商業用住宅プロジェクトが、省の人民委員会の承認を受けて、本決議の適用対象となる試行プロジェクトの一覧に掲載されていること、及び(iii)不動産開発事業者は、本決議に定められた申請手続を完了し、省の人民委員会により試行プロジェクトの開発者としての承認を受けることという3つの条件を満たす限り、合意により取得した土地又は既存の土地であって、複数の用途に供される土地を使用して商業用住宅プロジェクトを実施することができます。

2. エネルギー分野における新しい政令

近時、政府はエネルギー分野に関するいくつかの新しい政令を制定しており、電力開発計画、電力供給網開発計画、電力プロジェクト投資及び開発、電力プロジェクトの投資者選定入札に関し電気法の詳細を定めた政令第 56/2025/ND-CP 号(「**政令 56**」)、再生可能エネルギー発電事業者と大口電力需要家との間の直接電力購入メカニズム(「**DPPA**」)に関する政令第 57/2025/ND-CP 号(「**政令 57**」)、電力事業免許に関し電気法の詳細を定めた政令第 61/2025/ND-CP 号(「**政令 61**」)の3つの政令が2025年3月3日から4日にかけて施行されました。各法令の特筆すべき点は以下のとおりです。

(i) 政令 56 :

- 国又は省の電力基本計画に含まれるプロジェクトと含まれないプロジェクトが明確に規定されています。自家発電及び自家消費の再生可能エネルギープロジェクトのうち、1kV以下の低電圧で国家電力系統に接続されるもの、又は国家電力系統に接続されないものは、電力基本計画に含まれないとされています。
- 輸入LNGを使用し2031年1月1日よりも前に商業運転開始日(COD)が到来するプロジェクト、及び、国内天然ガスを使用し2036年1月1日よりも前にCODが到来するプロジェクトは、(i)発電所に供給される燃料価格の電力購入契約における電力価格への価格転嫁、(ii)長期的な最低契約電力量の買取、などを含む(これらに限定されない。)、いくつかの利益を享受することができます。
- 国又は省の電力基本計画に含まれており、利害関係のある投資家が2人以上いるガス火力発電、石炭火力発電、再生可能エネルギー(太陽光、風力、水力、バイオマス)発電プロジェクトは、入札プロセスの対象となります。

(ii) 政令 57 : 再生可能エネルギー発電事業者の範囲が拡大され、プライベート・ワイヤ型 DPPA モデルにおいては、廃棄物発電プロジェクトにおける発電事業者が含まれるようになり、グリッド接続型 DPPA モデルにおいては、バイオマス発電プロジェクトにおける発電事業者が新たに対象になりました。さらに、大口電力需要家の定義も拡大され、電気自動車の充電サービスを提供するために電力を使用する事業者も対象に含まれるようになりました。

(iii) 政令 61 : 他の組織又は個人に電力を販売しない自家発電及び自家消費のプロジェクトであって、(i)国家電力系統に接続されておらず、発電容量に上限がないプロジェクト、又は(ii)国家電力系統に接続されているが、設備容量が30MW未満のプロジェクトは、電力事業免許の取得義務が免除されます。また、他の組織又は個人に電力を販売するプロジェクトであっても、設備容量が1MW未満の場合には、電力事業免許の取得義務が免除されます。さらに、農村部、山間部、国境地域及び島しょ部において、配電網から100kVA未満の容量で電力を購入し、当該地域の顧客に直接販売する小売電力取引については、小売電力事業ライセンスの取得義務が免除されます。

1. サイバーセキュリティ法の制定

The State Administration Council (「**SAC**」) は、2025 年 1 月 1 日に法 2025 年第 1 号によりサイバーセキュリティ法 (「**CL**」) を制定しました。CL は、大統領が告示で指定した日に発効することとされていますが、本稿執筆時点で未施行です。

CL 上、法の目的には、サイバー脅威、サイバー攻撃又は電子技術の応用によるサイバーの悪用により、国家の主権及びその安定が損なわれるのを防止すること等が含まれます。また、同法の実施にあたっては、中央委員会、運営委員会、作業委員会及びサイバーセキュリティ関連の各種調査チームが設置されるとされています。

CL は、電子金融や電子通信等の特定の情報インフラを重要情報インフラ (CIS) として分類し、重要情報インフラの管理責任者に対し、(i)情報基準に従って CIS 関連データを保管すること、(ii)情報基準に従って CIS 関連データの公開、発信、送信、受領及び保管を行うこと、(iii)毎年 1 回、関係政府部局及び組織を通じて監督省庁に CIS 報告書を提出することなどの義務を課しています。同義務に違反した場合、1 か月から 6 か月の自由刑、100 万から 1,000 万チャットの罰金、又はその両方が科され得ます。

加えて、CL 上、国内のサイバースペース内で VPN を構築し、VPN サービスを提供する者は、担当省庁の許可を得ることが義務付けられており、同義務に違反した個人には、1 か月以上 6 か月以下の自由刑、100 万以上 1,000 万チャット以下の罰金、又はその両方が科され得ます。企業による違反の場合の罰金には最低 1,000 万チャットの罰金が科され得ます。

CL には、必ずしも意味が明確でない条文も含まれており (例えば、「VPN の構築」が具体的にどのような行為を指すかは明確ではありません)、当局の今後の動向を注視する必要があります。

2. 民間警備サービス法の施行

SAC は、2025 年 2 月 18 日に法 2025 年第 4 号により民間警備サービス法 (「**PSSL**」) を制定し、施行しました。PSSL の目的には、民間警備サービスが国家の安全、法の支配及び公共の平和と静穏を保証すること等が含まれます。PSSL 上、民間警備サービスとは、事務所、自宅、倉庫、会社、工場、ホテル、銀行、学校、市場、病院、交通機関等を含むあらゆる場所における個人及び財産の警備のためのサービスと定義されます。また、PSSL は、一定の条件下において民間警備サービス提供者が武器及び弾薬等を携帯することを認めています。

PSSL 上、民間警備サービスを他者に提供するためには、PSSL に基づき設置される監督委員会からのライセンスの取得が必要となります。ライセンスの申請者は 1 億チャットの保証金を預ける必要があります。外資系企業による申請の場合にかかる保証金を相当額の外貨で拠出する必要があるほか、本社が所在する国の国名についても申告する必要があり、雇用される警備スタッフの 75%以上はミャンマー国民でなければなりません。他方、民間の警備サービスを提供するためではなく、自社の警備のために 10 人以上の警備員を雇用する場合は、監督委員会からの許可の取得が必要となります。

個人がこれらのライセンス及び許可取得要件に違反した場合、1 年以上 3 年以下の自由刑又は 1,000 万チャット以下の罰金が、企業の違反の場合は、1 億以上 3 億チャット以下の罰金が科され得ます。

1. 個人情報保護法の一部改正草案の公布

2025年3月27日、「個人情報保護委員会組織法」及び「個人情報保護法の改正草案」(「改正案」)が行政院院会(閣議)で決定されました。当該2法案は、現在立法院での検討が進められています。このうち、改正案における、非公務機関による個人情報保護に関する主な内容は、以下のとおりです。

- (i) 個人情報事故発生時の記録保存並びに当事者及び主務機関への通知の義務化
非公務機関において、個人情報の漏えい、毀損等の事故が発生した場合、非公務機関が当該事故を察知した際に、当事者に通知すべきとされています。また、当該個人情報事故が一定の通知すべき範囲に該当するときは、主務機関にも通知すべきとされています。更に、個人情報の事故が発生した際には、事故の拡大を防止するための対策を取らなければならないと、また、主務機関による検査に対応するため、事故の経緯、影響及び対策等の情報を記録しなければなりません。当事者及び主務機関への通知の内容、方法、期限及び通知すべき範囲、記録保存等については、主務機関により関連弁法が定められます(改正案第12条)。なお、当事者及び主務機関への通知義務、記録保存義務又は通知義務の関連弁法に違反した場合、2万NTD以上20万NTD以下の過料が科され得ます(改正案第48条)。
- (ii) 主務機関による非公務機関に対する行政検査の実施が可能に
主務機関は、非公務機関において、個人情報保護法違反のおそれがあり、又は同法の遵守状況の確認のため必要と認められる場合、行政検査を行うことができます。当該検査には、①非公務機関又は関連担当者に通知し意見を述べさせること、②非公務機関又は関連担当者に通知し必要な書類、情報、物品を提供させ又はその他の検査に協力させること、③主務機関が自ら、又は各事業分野についての中央政府における主務機関と共同で、人員を派遣し施設に立ち入り、また、非公務機関の担当者に対して必要な説明、措置への協力、又は関連する補足情報の提供を命ずることといった手段が含まれます。後者の要件を判断する際に、考慮すべき要因、評価方式及び行政検査の実行計画等については主務機関により関連弁法が定められます(改正案第22条)。

2. 「公益内部通報者保護法」の制定・公布

台湾では、2012年から、行政院(日本の内閣に相当。)に属する法務部(日本の法務省に相当。)が内部通報に関する法制度整備の検討を開始していたところ、ようやく2025年1月22日に「公益通報者保護法」(中文による原文表記では「公益揭弊者保護法」)。以下「台湾公益通報者保護法」が制定されました。なお、台湾公益通報者保護法第21条によれば、同法の施行日は2025年7月22日とされ、現時点では同法はまだ発効していない状況です。

同法において通報対象とされるのは、公務員又は政府機関、国営企業等政府がコントロールできる組織による犯罪行為、違法行為又は公共の利益に重大な影響を与える行為であり、民間企業自体又はその役職員の違法行為等は同法に定める通報対象とはなりません。したがって、民間企業自体又はその所属する役職員による違法行為等は、同法の施行後であっても、通報対象には該当せず、その限りでは直接の適用は受けないものと考えられます。さらに、同法は通報窓口として、政府機関又は国営企業の指定する窓口又は担当者に加えて、検察庁、警察署等を具体的に限定列挙している(同法第4条第1項)ところ、前記政府機関又は国営企業の指定する窓口又は担当者等に通報しない限り、同法の適用はないことにもなります。

同法によれば、内部通報者の所属する組織が内部通報をした又はその調査に協力したことを理由に内部通報者に対し降格や懲戒処分を含む不利益な取扱いを行ってはならない、という内部通報者を報復から保護する旨の規定が存在します(同法第8条)。なお、ここでの「内部通報者」とは、あくまで顕名で通報した内部通報者に限定される点について、留意が必要です(同法第5条)。

台湾において今後民間企業をも適用対象とする同旨の法制度がさらに整備されていく中で、同法の規定ぶりや運用が参照されることになるため、想定される事態に備えて同法を参考とすること自体には一定の意義があるものと思料されます。

1. 重要インフラ(コンピューターシステム)保護条例案(Protection of Critical Infrastructure (Computer Systems) Bill)

香港特別行政政府立法会は、2025年3月19日付で、重要インフラ(コンピューターシステム)保護条例案(「**本条例**」)を可決しました。その目的は、重要インフラのコンピューターシステムのセキュリティを強化し、サイバー攻撃によって重要なサービスが中断または侵害される可能性を最小限に抑え、それによって香港のコンピューターシステム全体のセキュリティを強化することにあります。また、本条例は、重要インフラ設備運営者による優れた予防管理システムの構築を促進し、コンピューターシステムの運用の安全性を確保することで、重要なサービスの円滑な運営を可能にし、香港の有利なビジネス環境と国際金融センターとしての地位を強化することに貢献するものとされています。本条例の概要は以下の通りです。

Critical Infrastructure(「**重要インフラ**」)の定義

本条例では以下の2類型が重要インフラとして分類されています。

- (i) 香港における重要なサービスを提供するためのインフラとしてカバーされる、エネルギー、情報技術、銀行・金融サービス、陸上輸送、航空輸送、海運、ヘルスケア、通信・放送の8つの分野、及び、
- (ii) 重要な社会的・経済的活動を維持するためのその他のインフラ（主要なスポーツ施設やコンサートの会場、産業団地等）。

Critical Infrastructure Operator(「**重要インフラ設備運営者**」)

本条例の規制対象となる重要インフラ設備運営者は、本条例に基づき具体的に指定されます。重要インフラ設備運営者の指定又は取消しに際しては、規制当局は、関連する重要インフラの中核機能のコンピューターシステムへの依存度、重要インフラに関して運営者が管理するデジタルデータの機微性、運営者がインフラの運用・管理に対して行使しうる権限の程度といった要素を考慮する場合があります。一般的に、重要インフラ設備運営者は大規模組織が指定されることになり、中小企業や一般市民は影響を受けません。

重要インフラ設備運営者の義務

- (i) 組織に関する義務
 - 香港内での住所・営業所の維持
 - 重要インフラの運営者の変更時の報告
 - コンピューターシステムへのセキュリティ管理部門の維持
- (ii) 予防義務
 - 重要なコンピューターシステムに係る重要な変更の規制当局への通知
 - コンピューターシステムのセキュリティ管理計画の策定及び実施
 - コンピューターシステムのセキュリティリスク評価の実施
 - コンピューターシステムのセキュリティ監査の実施
- (iii) インシデント報告・対応義務
 - コンピューターシステムに係るセキュリティ・インシデント訓練への参加
 - 緊急時対応計画の策定
 - 重要なコンピューターシステムに係るセキュリティ・インシデント発生時の通知

刑事罰

重要インフラ設備運営者は、本条例に違反した場合、最大で50万～500万香港ドルまでの罰金が科せられる可能性があります。

施行日

本条例は2026年1月1日より施行されます。

1. 反外国制裁法の実施規定の施行：対抗措置の明確化及び執行強化

2025年3月23日、「『中華人民共和国反外国制裁法』を実施する規定」(「**本規定**」)が公布され、即日施行されました。本規定は全22条から成り、2021年施行の「反外国制裁法」⁸の対抗措置の内容や執行手続などを具体化する内容となっています。

- (i) **対抗措置内容の明確化。**本規定においては、まず、対抗措置について定めた「反外国制裁法」第6条第2号所定の差押え・押収・凍結の対象となる「その他の各種財産」には、現金、銀行預金、有価証券、ファンド持分、株式、知的財産権、売掛金等の財産及び財産的権利が含まれると明記されています。また、同条第4号の「その他の必要な措置」には、中国に係る輸出入活動の禁止・制限、中国における投資の禁止・制限、対抗対象への関連物品の輸出禁止、対抗対象へのデータ・個人情報の提供禁止、対抗対象の関連人員の中国における就労資格・滞在・居留資格の取消・制限、過料等が含まれることが明確化されています。
- (ii) **対抗措置の執行強化及び救済制度の整備。**対抗措置を履行しない組織・個人に対しては、国务院の関係部門が是正を命じることができるほか、①政府調達や入札活動への参加禁止・制限、②関連する貨物・技術の輸出入及び国際サービス取引の制限、③データや個人情報の越境移転(受領・提供)の制限、④出国又は中国国内での滞在・居住の制限等の制限措置を講じることが可能とされています。一方で、対抗措置を受けた側が行為を是正し、その影響を解消した場合には、当該措置の一時停止、変更、又は取消しを申請できる仕組みも明記されています。

反外国制裁法の運用が具体化されたことを受け、対中ビジネスに関与する企業は、自社の取引・投資・データ移転等が影響を受けうるリスクを評価し、必要な対応体制を整備するとともに、必要に応じて法律専門家の助言を求めることが重要となります。

2. 「個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法」2025年5月施行へ

中国国家インターネット情報弁公室が制定した「個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法」(「**本弁法**」)が2025年5月1日より施行されます。本弁法は、「中華人民共和国個人情報保護法」及び「ネットワークデータセキュリティ管理条例」に基づき、個人情報保護に係るコンプライアンス監査の実施要件を明確化し、監査活動の実施方法、監査機関の選定、監査頻度、監査における当事者の義務などを具体的に定めています。

本弁法は、個人情報処理者が実施すべきコンプライアンス監査の2つの類型を定めています。

- (i) **自主監査：**個人情報処理者は、内部機関又は外部の専門機関を通じて、個人情報の取扱いに係る法令遵守状況について定期的に監査を行う必要があります。特に、1,000万人を超える個人情報を取り扱う者は、少なくとも2年に1回の監査実施が義務付けられます。
- (ii) **強制監査：**(1)個人の権益に重大な影響を及ぼす恐れがある、又は安全対策が著しく不十分であるなどの高リスクが認められた場合、(2)多数の個人の権益を侵害する可能性がある場合、(3)個人情報セキュリティインシデントが発生し、100万人以上の個人情報又は10万人以上のセンシティブ個人情報の漏えい・改ざん・紛失・毀損があった場合には、監督機関が個人情報処理者に対して専門機関による監査の実施を命じることができます。

本弁法は、コンプライアンス監査を実施する個人情報取扱者及び専門機関の義務を詳細に定めるとともに、付属資料として「個人情報保護コンプライアンス監査指針」も併せて公表し、個人情報保護に関する法令の重要なポイントを整理した上で、監査の実施に際しての基準や判断の参考となる実務的な指針を提供しています。

⁸ 反外国制裁法が定める「対抗対象」は、大きく、①差別的制限措置の制定、決定、若しくは実施に直接又は間接的に参加した個人又は組織(いわゆる「対抗リスト」に掲載された者)、及び②上述の「対抗リスト」に掲載された個人又は組織と特定の関連性を有する個人又は組織に分けられます。反外国制裁法では、対抗対象に対し、中国は対抗措置を講じることができると定められています。

1 民法制定以来初めての全面改正：民法一部改正法律案の立法予告

2025年2月7日、法務部は民法一部改正法律案(「**本改正案**」)を立法予告しました。本改正案は、1958年の民法制定以来初めての全面的な改正であり、契約法全般にわたり重要な変化が見込まれています。特に本改正案は、民法を所管する法務部が長期間にわたる研究と議論を経て取りまとめたものであり、今後の立法過程において一部修正がなされる可能性はあるものの、大部分は現行案のまま確定される可能性が高いと見られています。立法予告期間は2025年3月19日に終了しており、法務部は提出された意見を基に最終案を確定する予定です。本改正案は、実に193条項に及ぶ大規模な改正であり、これまで判例によって認められてきた法理を明文化した条文も多数含まれています。今後、契約の締結および解釈に影響を及ぼす可能性がある事項として、特に外国企業の立場から注目すべき主な内容は以下のとおりです。

- (i) **変動利率制度の導入(本改正案第379条)**：現行の民法および商法における法定利率は、それぞれ年5%、年6%に固定されており、別段の合意がない限り、これらの固定利率が適用されてきました。本改正案では、経済情勢の変化に柔軟に対応するため、「変動利率制度」の導入が提案されています。具体的には、法定利率を韓国銀行が定める基準金利、市場で通用する金利、物価上昇率、その他の経済事情の変動を考慮し、大統領令により定める方式に改めるものです。これにより、本改正案の施行後は、当事者間に別段の合意がない場合、従来の固定された法定利率ではなく、大統領令によって定められた変動利率が適用されることとなります。商法上の商事法定利率についても、同様の方式で改正される予定です。
- (ii) **違約罰の減額(本改正案第398条)**：大法院(日本の最高裁判所に相当)はこれまで、違約罰の約定は債務の履行を確保することを目的とするものであり、損害賠償額の予定(Liquidated Damages)とは趣旨を異にすることから、民法第398条第2項の損害賠償予定額の減額に関する規定は類推適用されないとし、ただし違約罰の約定が過度に重い場合には、公序良俗に反するものとして全部または一部が無効となり得ると判示してきました。これに対し、本改正案では、既存の「損害賠償額の予定」条項における用語を、概念上違約罰をも含む「違約金」へと変更し、違約金が不当に過大である場合には、裁判所がこれを相当の範囲で減額できるようにしました。これにより、今後は、損害賠償額の予定と同様の法理により、違約罰についても減額の適用が認められることが見込まれます。
- (iii) **事情の変更に基づく契約修正請求権および解除・解約権(本改正案第538条の2)**：大法院はこれまで、契約の成立の基礎となった事情に著しい変更が生じ、その結果、当事者間の利害関係に重大な不均衡が生じた場合や、契約の目的の達成が不可能となった場合には、例外的に「事情の変更」を理由とする契約の解除・解約を認めてきました。本改正案は、かかる判例上の法理を明文化するものであり、事情の変更が生じた場合には、当事者の一方が相手方に対して契約内容の修正を請求することができ、修正が不可能であるか、またはその実現を期待することが困難な場合には、契約の解除・解約を行うことができる旨を規定しています。

編集者

鈴木 多恵子(パートナー、東京事務所)
 白井 美和子(アソシエイト、東京事務所)
 長岡 隼平(アソシエイト、東京事務所)
 宮関 貴臣(アソシエイト、東京事務所)
 難波 早登至(法人アソシエイト、大阪)
 小川 莉央(アソシエイト、東京事務所)

Contacts



日本
 加賀 宏樹
 パートナー, 東京
h.kaga@nishimura.com



日本
 岡田 彩
 アソシエイト, 東京
a.okada@nishimura.com



インド
 鈴木 多恵子
 インドプラクティスパートナー,
 東京
t.suzuki@nishimura.com



インド
 ウダブ・グラティ
 アソシエイト, 東京
u.gulati@nishimura.com



インド (和文監修者)
 白井 美和子
 アソシエイト, 東京
m.shirai@nishimura.com



アラブ首長国連邦
 森下 真生
 パートナー, ドバイ
m.morishita@nishimura.com



アラブ首長国連邦
 黒田 英
 アソシエイト, ドバイ
s.kuroda@nishimura.com



サウジアラビア
 森下 真生
 パートナー, ドバイ
m.morishita@nishimura.com



バングラデシュ
 鈴木 多恵子
 インドプラクティスパートナー,
 東京
t.suzuki@nishimura.com



バングラデシュ
 バーシャ・バッタチャリヤ
 カウンセル, 東京
v.bhattacharya@nishimura.com



スリランカ
 川島 章裕
 カウンセル, 東京
a.kawashima@nishimura.com



パキスタン
 鈴木 多恵子
 インドプラクティスパートナー,
 東京
t.suzuki@nishimura.com



パキスタン
 中島 朋子
 アソシエイト, 東京
to.nakashima@nishimura.com



トルコ
 廣澤 太郎
 ベトナムプラクティスパートナー,
 東京/ハノイ/ホーチミン
t.hirosawa@nishimura.com



トルコ(和文監修者)
 秋山 栞
 アソシエイト, 東京
s.akiyama@nishimura.com



トルコ(和文監修者)
 村林 優里香
 アソシエイト, 東京
y.murabayashi@nishimura.com



インドネシア

[ジェン・エリザベス・ドノウ](#)
提携事務所パートナー, ジャカルタ
Walalangi & Partners
jdonaau@wplaws.com



インドネシア

[ハンス・アディプトラ・クルニアワン](#)
提携事務所パートナー, ジャカルタ
Walalangi & Partners
hadiputra@wplaws.com



インドネシア(和文監修者)

[吉本 祐介](#)
インドネシアプラクティスパートナー, 東京
y.yoshimoto@nishimura.com



インドネシア(和文監修者)

[竹崎 真子](#)
アソシエイト, 東京
m.takezaki@nishimura.com



マレーシア

[ワンメイ・リオン](#)
提携事務所パートナー, クアラルンプール, WM Leong & Co 代表
w.m.leong@nishimura.com



マレーシア

[ワイキン・レオ](#)
提携事務所アソシエイト, クアラルンプール, WM Leong & Co
waikin.leo@wmlaw.com.my



マレーシア(和文監修者)

[眞榮城 大介](#)
パートナー, クアラルンプール
d.maeshiro@nishimura.com



マレーシア(和文監修者)

[秋山 菜](#)
アソシエイト, 東京
s.akiyama@nishimura.com



フィリピン

[ミシェル・マリエ・F・ヴィラリカ](#)
パートナー, シンガポール
m.villarica@nishimura.com



フィリピン

[ステフィ・サリス](#)
アソシエイト, シンガポール
s.sales@nishimura.com



フィリピン(和文監修者)

[佐藤 正孝](#)
パートナー, シンガポール
m.sato@nishimura.com



フィリピン(和文監修者)

[武田 利久](#)
アソシエイト, 東京
ri.takeda@nishimura.com



シンガポール

[メリッサ・タン](#)
アライアンス事務所ディレクター,
Bayfront Law
melissa.tan@bayfrontlaw.sg



シンガポール

[チン・スーシャ](#)
アライアンス事務所アソシエイト,
Bayfront Law
suxian.chen@bayfrontlaw.sg



シンガポール(和文監修者)

[吉本 智郎](#)
パートナー, シンガポール
t.yoshimoto@nishimura.com

シンガポール(和文監修者)

[難波 早登至](#)
法人アソシエイト, 大阪
sa.namba@nishimura.com



シンガポール(和文監修者)

[村林 優里香](#)
アソシエイト, 東京
y.murabayashi@nishimura.com



タイ

[ジラポン・スリワット](#)
パートナー, バンコク事務所共同代表
j.sriwat@nishimura.com



タイ

[アピナーヤ・サーンティカセム](#)
パートナー, バンコク
a.sarnthikasem@nishimura.com



タイ(和文監修者)

[志澤 政彦](#)
アソシエイト, 東京
m.shizawa@nishimura.com



タイ(和文監修者)

[藤岡 七海](#)
アソシエイト, 東京
n.fujioka@nishimura.com



ベトナム

[ヴ・レ・バン](#)
パートナー, ハノイ/ホーチミン
ホーチミン事務所共同代表
v.l.bang@nishimura.com



ベトナム

[グエン・ティ・タン・フォン](#)
パートナー, ハノイ/ホーチミン
n.t.t.huong@nishimura.com



ベトナム(和文監修者)

[池田 展子](#)
パートナー, ハノイ/ホーチミン
n.ikedada@nishimura.com



ベトナム(和文監修者)

藤岡 七海
アソシエイト, 東京
n.fujioka@nishimura.com



ミャンマー

ソーニャントウン
アソシエイト, ヤンゴン
s.n.htun@nishimura.com



ミャンマー(和文監修者)

中島 朋子
アソシエイト, 東京
to.nakashima@nishimura.com



台湾

張 勝傑
パートナー, 台北
西村朝日台湾法律事務所共同代表
s.chang@nishimura.com



香港

坂本 龍一
パートナー, 香港
香港事務所共同代表
r.sakamoto@nishimura.com



中国(中国法監修)

張 翠萍
パートナー, 東京
c.zhang@nishimura.com



中国

蔡 雯娟
カウンセラー, 東京
w.cai@nishimura.com



中国(和文監修者)

志賀 正帥
カウンセラー, 東京
m.shiga@nishimura.com



韓国

尹元
パートナー, 東京
w.yoon@nishimura.com

本リーガルアップデートは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。